

東京都内自治体の議会基本条例制定状況について

1. 全国状況と都内の状況について

自治基本条例については、都内自治体も全国的な状況とほぼ同様な策定状況にある。2012年末の制定自治体は、NPO法人公共政策研究所の調査によれば 290 自治体である（2013年 10 月 15 日現在。ただし、まちづくり基本条例など自治基本条例の名称を使わない自治体も多く、研究者によって制定自治体数は異なる）。これに対して都内自治体は、7 区、7 市、合計 14 自治体である（このほかに、市民参加条例が 3 自治体ある）。

議会基本条例は、自治体議会改革フォーラムの調査によれば、2012 年末現在 371 自治体である。これに対して、この 2012 年 12 月末現在では、わずかに多摩市だけであった。全国的な状況からは大きく立ち遅れていたといえることができる。

しかし、ようやく今年の 3 月議会で調布市が、また 9 月、10 月議会で荒川区、八王子市が制定し、4 自治体となった。また、小平市や東大和市が案、または素案にもとづいて市民との意見交換会やパブリックコメントを行っており、少しずつ全国状況に近づきつつあるといえることができる。

2. 議会基本条例の論点

自治体議会改革フォーラム発行の「議会改革白書 2013 年版」によれば、論点は次のように整理されている（詳しくは白書を参照されたい）。

- ① 議会改革の基本項目
 - ・ 市民参加（公聴会、陳情・請願の位置づけ、請願者の説明機会、住民等との意見交換会、議会報告会）
 - ・ 議員討議（議員間討議、一問一答、反問権）
 - ・ 情報公開（委員会の原則公開、すべての会議の原則公開、個別議員の賛否公開）
- ② 議会の機能
 - ・ 政策審議（具体的な政策情報の提示、文書質問、政策検討組織）
 - ・ 議会権限（議決責任、議決事件の追加、説明責任）
- ③ 議会の専門性
 - ・ 補佐機構（付属・調査機関、専門的知見の活用、議会事務局機能の拡充）
 - ・ 研修（議会による研修）
- ④ 評価・見直し（議会改革推進組織、基本条例評価・見直し）

3. 今後の課題

議会基本条例は議会自身の敵によらなければすまない。そして、基本条例策定の議論に先行して「議会改革」の取り組みが行われていなければ、条例策定が目的化してしまい、実効性が疑われかねないような条例になってしまう恐れが大きい。現に、先行自治体の「いいとこどり」になってしまっている条例もある。また、先に「論点」、とりわけ「議会改革の基本項目」について十分議論をつくしたとは思われない条例もある。

今、小平市議会が次のような「市民との意見交換会」を企画しているが、これまでは議会と市民との距離があまりにも遠かっただけに、今後新たに議会基本条例に取り組む自治体は。このような小平市議会の取り組みの注目して欲しいと考える。

小平市議会：議会基本条例についての市民と議会の意見交換会

日 程 下表のとおり
内 容 議会基本条例素案について
費 用 無料
定 員 各会場40人程度
申込み 当日、会場へ（先着順）

市民と議会の意見交換会

日にち	時間	ところ
11月16日（土曜）	午後2時～4時	学園西町地域センター
11月16日（土曜）	午後7時～9時	美園地域センター
11月17日（日曜）	午前10時～12時	小川西町中宿地域センター
11月17日（日曜）	午後2時～4時	鈴木公民館

<資料>

- 都内自治体の自治基本条例・市民参加条例・議会基本条例の制定状況（2013年10月31日現在、伊藤作成）→[PDF](#)
- (<http://machi-pot.org/modules/project/uploads/research/20131104shiryoku1.pdf>)
- 自治基本条例施行状況一覧 全国の自治基本条例一覧（更新日：平成25年10月15日） NPO法人公共政策研究所：調査→下記Webサイト
<http://www16.plala.or.jp/koukyou-seisaku/policy3.html>
- 議会基本条例制定状況（2012年12月末段階）自治体議会改革フォーラム：調査→[PDF](#)
(<http://machi-pot.org/modules/project/uploads/research/20131104shiryoku2.pdf>)
- 自治体議会改革フォーラム発行「議会改革白書2013年版」

発行：生活社 TEL03-3234-3844 FAX03-3263-9463

定価：本体 3,500 円＋税